

しょう がい

ひと

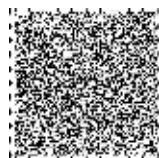
障害のある人への

さ べつ

差別をなくそう



しょうがい ひと さ べつ ぎやくたい ち いき じ りつ せい かつ おく
障害のある人が差別や虐待から守られ、地域で自立した生活が送れるよう
あたりまえの生活をあたりまえに行える社会を目指していきましょう。



しょうがいしゃさべつかいしょうほう

障害者差別解消法とは？

ほうりつ しょうがい りゅう さべつかいしよう すいしん かん きほんてき じこう くに ぎょうせいきかん
この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、
ちほうこうきょうだんたいとう およ みんかん じぎょうしゃ しょうがい りゅう さべつかいしよう そち
地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置
などについて定めたものです。

こくみん しょうがい うむ わ へ そうご じんかく こせい そんちょう
すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し
あきょうせい しゃかい じつけん もくとき ひと せいとう りゅう
合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

ふとう さべつてきとりあつか

1 不当な差別的取扱い

しょうがい りゅう さべつかい きん ふとう さべつてきとりあつか せいとう りゅう
障害を理由とした差別として禁じられるひとつが、「不当な差別的取扱い」です。これは正当な理由もなく、障害があるということでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人にはない条件をつけたりすることです。

こんなことは
ありませんか？

レストランなどの飲食店に
入ろうとしたら、
くるま車いすを利用していることを
理由に断られた。



スポーツクラブやカルチャーセンターなどに
入会しようとして、障害があることを伝えると、
そのことを理由に断られた。



アパートやマンションを借りようとして、
障害があることを伝えると、
そのことを理由に貸してくれなかった。



ごうりてきはいりよ ふていきょう

2 合理的配慮の不提供

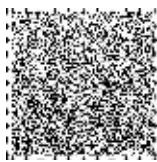
しょうがい りゅう さべつかい きん ごうりてきはいりよ ふていきょう しょうがい
障害を理由とした差別として禁じられるもうひとつは、「合理的配慮の不提供」です。これは障害のある
ひとなんはいりよ いし ひょうめい しゃかいてきしょうへき と のぞ ひつよう
人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、「社会的障壁」を取り除くための必要
かつ負担になりすぎない範囲で合理的な配慮をしないことです。

こんなことは
ありませんか？

しあくしょうがい もくとき い
視覚障害があり、目的地に行くのに
どの電車を利用すればいいのかわから
らず駅員にたずねたが、わかるよう
に説明してくれなかつた。



さいがいじ きんきゅうひ なんじょ ちようかくしょうがい
災害時の緊急避難所で、聴覚障害
があることを管理者に伝えたが、
ひつようじょうほうていしょう おんせい おこな
必要な情報提供は音声でしか行わ
れなかつた。



合理的配慮とは？

できる範囲で、不便さや困難を改善するための目的に沿った心配りのことをいいます。

合理的配慮（例）

スロープを設置し、段差を解消している。



車いす使用者用駐車区画を整備している。



筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。

社会的障壁とは？

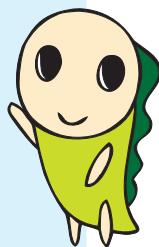
障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で妨げとなるもので次のようなことを指します。

1 社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）

2 制度（利用しにくい制度など）

3 慣行（障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など）

4 観念（障害のある人への偏見など）



社会的障壁（例）

街なかの段差

3センチ程度の段差で車いすは進めなくなります。



書類

知的障害の方にとっては難しい漢字ばかりでは、理解しにくい人もいます。



ホームページ

視覚障害の方にとってすべて画像だと読み上げソフトが機能しません。



この法律で守らなければならぬこと

不当な差別的取扱い

障害者への合理的配慮

国^{くに}行政機関・
地方公共団体など

民間事業者
には、個人事業者やNPOなど非営利団体も含まれます。

〈禁止〉

不当な差別的取扱いが禁止されます。

〈法定義務〉

障害者に対して合理的配慮を行わなければなりません。

〈禁止〉

不当な差別的取扱いが禁止されます。

〈努力義務〉

障害者に対して合理的配慮を行うよう努めなければなりません。



しょう がい

ひと

ぎやく たい

ふせ

障害のある人への虐待を防ぐために

虐待を防ぐためには、早期の発見
と養護する家族への支援や地域
ぐるみの見守りが大切です。

- 虐待に気づいた人には通報義務が定められています。
- 通報した人の個人情報は守られます。
- 虐待されている本人からの届出も受けつけます。



虐待の種類

養護者による虐待

障害者の生活の世話や金銭
の管理などをしている家族や
親族、同居人などによる虐待



障害者福祉施設従事者等 による虐待

障害者福祉施設や障害福祉
サービスの事業所の職員による
虐待



使用者による虐待

障害者を雇っている事業主
などによる虐待



虐待の例

身体的虐待

殴る、蹴る、つねる、
縛りつける、閉じ込める、
不要な薬を飲ませるなど。



心理的虐待

怒鳴る、ののしる、
悪口を言う、仲間に入れない、
子ども扱いするなど。



性的虐待

性的行為の強要、
わいせつな話をする、
わいせつな映像を見せるなど。



放棄・放任(ネグレクト)

十分な食事を与えない、不潔な
住環境で生活させる、必要な医療や
福祉サービスを受けさせないなど。



経済的虐待

年金や賃金を渡さない、勝手に
財産や預貯金を使う、日常生活に
必要な金銭を与えないなど。



ぎやく たい

「虐待かも…」と思ったら相談・連絡を

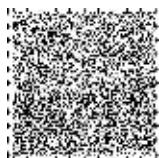


へいじつ

平日(8:30~17:15)



すぎなみく やくしょ しうがいしゃし さくか つうほう とどけでせんようでんわ
杉並区役所 障害者施策課(通報・届出専用電話)
☎03-5335-7345 FAX03-5335-7679



どにちしゅくじつ や かん

土日祝日・夜間(17:15~翌8:30)



すぎなみく やくしょ きゅうじつやかんうつけ

杉並区役所 休日夜間受付 ☎03-3312-2111

しうがいしゃし さくか たんとう れんらく
(障害者施策課の担当に連絡します)